Ⅰ 環境基本計画の推進

1 環境基本計画の概要

(1) 計画策定の背景

平成5年に国の「環境基本法」が定められて以来、「環境基本計画」の策定や各種関連法の制定、計画の策定など、環境に対する様々な取組が進められてきました。

市では、平成11年に「府中市環境基本条例」を策定し、条例に示す基本理念の実現のため、 平成15年2月に「府中市環境基本計画」を策定し、平成16年2月には、市民・事業者・行政の日 常生活及び事業活動における環境保全活動を促進するため、「府中市環境行動指針」を策定し ました。

その後、平成21年8月に「府中市緑の基本計画2009」、平成22年1月に「府中市都市計画に関する基本的な方針(府中市都市計画マスタープラン)」、平成23年3月に「府中市地球温暖化対策地域推進計画」等を策定・改定しました。

このようななか、平成23年3月11日に発生した東日本大震災が未曾有の被害をもたらし、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散や原子力発電所の運転停止による電力需給の問題など、私たちの暮らしとエネルギー問題を取り巻く状況は新たな局面を迎えています。

さらに、平成23年12月には、市民等の環境保全活動を支援するため府中市環境保全活動センターを開設し、市民・事業者・行政のパートナーシップの拠点として活動を展開するなど、計画や体制の整備を進めてきました。

一方、生物多様性については、平成22年に生物多様性条約第10回締約国会儀(COP10)が開催され、「愛知目標」の合意や「名古屋議定書」の採択など、国における生物多様性の保全への機運が高まりました。

都でも平成24年5月、緑の量を確保する取組に加え、「緑施策の新展開〜生物多様性の保全に向けた基本戦略〜」を策定し、今後は緑の量・質ともに配慮した施策が展開されることとなりました。

このようななか、平成26年3月に第1次府中市環境基本計画の計画期間が終了したことから、 平成26年度から平成34年度までを計画期間とする第2次府中市環境基本計画を策定し、市の よりよい環境づくりや地球規模の環境問題に貢献し、後世によりよい環境を残すための施策展開を 図っています。

府中市環境基本条例に掲げられた基本理念

(基本理念)

第3条 環境の保全は、市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営むうえで必要とする良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全は、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能なまちづくりを目的として、すべての者の積極的かつ自主的な取組と相互の協力によって行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(2) 計画の位置付け

第2次府中市環境基本計画は、「府中市環境基本条例」に基づくものであるとともに、「第6次府中市総合計画」の施策を環境面から具体化し、支えていくものです。

第2次府中市環境基本計画で示す施策の実施に当たっては、他の計画と整合・補完・連携します。また、望ましい環境像の実現には、市民・事業者・行政の連携による環境に配慮した取組が必要なことから、各主体の取組についても示しています。

(3) 対象とする環境の範囲

ア 自然環境(緑や水辺、動植物)

多摩川や崖線など、地域の豊かな自然の保全・創造に関わること。

イ 生活環境(日常の生活活動)

都市型公害や身近な環境汚染に関わること。

ウ 都市・文化環境(生活にやすらぎと潤いを与える快適な空間づくり) 都市づくり、公園や景観、環境美化、まちの歴史や文化などに関わること。

- エ 低炭素・循環型社会の構築(地域や国を越えたグローバルな視点での環境への取組) エネルギー問題や資源循環、地球温暖化など、地球への環境負荷に関わること。
- オ 環境パートナーシップ(あらゆる環境の保全・創造の取組に向けた人づくりや実践者の拡大、 各主体の連携等)

環境教育・学習や、市民一人ひとりの意識向上、人材教育に関わること。

(4) 計画の期間

第2次府中市環境基本計画の計画期間は、平成26年度から平成34年度までの9年間とします。なお、それ以降の計画は、総合計画の計画期間に合わせます。

計画期間内においても、計画の進捗状況や社会情勢等の変化など必要に応じ、適宜、計画の見直しを行うものとします。

(5) 府中市の環境課題

ア 自然環境に係る課題

近年、都市化が進み、自然とふれあう場が減ったことで、子どもの成長や私たちの心身の健康などへの影響が懸念されています。近年の人間活動による生態系の破壊や生物種の減少、社会構造の変化に伴う里地里山等への働き掛けの縮小、外来種による生態系のかく乱など、豊かな自然が失われつつあります。

今後は、自然環境や生態系の現状を把握し、生き物の生息・生育空間となる緑地や水辺等の保全、絶滅危惧種の保護や外来種の駆除など、地域の特性に応じた生物多様性を保全するとともに、豊かな自然を次世代に残すために、良好な自然環境の保護・回復に取り組む必要があります。

イ 生活環境に係る課題

生活者のマナーやモラルの向上、公共交通機関や自転車・徒歩などへの交通手段の転換、 低公害自動車の普及など、誰もが健康で快適に生活できる環境づくりが必要です。

多摩川については、水質改善や雨水の地下浸透対策など水量の確保が必要です。また、工場などの産業型公害は適切な指導、防止対策の推進が必要です。

今後も水質や騒音、大気調査などを継続的に実施し、国等が定める基準値の維持に努めま

す。また、複雑かつ多様化している公害問題について、国、都、近隣市など関係機関と連携し、 迅速に対応する必要があります。

さらに、ダイオキシン類などの有害化学物質による汚染については、測定・調査を充実させ、 情報を収集・提供し、使用への注意喚起が必要です。また、東日本大震災の発生に伴い、新 たに放射性物質の問題への対応が課題となっています。

ウ 都市・文化環境に係る課題

市には、大國魂神社や馬場大門のケヤキ並木など、歴史的な景観が残されています。一方で、自動車の騒音や振動、安全面の問題、ごみの散乱などの諸問題が発生し、また、放置自転車や屋外広告物などにより景観が阻害されています。たばこや空き缶などのポイ捨ても改善されていません。

今後は、市の歴史的遺産や文化財を保全・活用し、次世代へ継承するとともに、一人ひとりの意識の向上による、秩序ある文化的なまち並みの保全が必要です。

公園については、水と緑のネットワークの形成を基本とした整備を進め、災害時や地域活動に活用できるように、機能の充実を図り、市民や事業者とともに公園づくりに取り組む必要があります。

エ 低炭素・循環型社会の構築に係る課題

地球温暖化、廃棄物の増加や天然資源の枯渇化、生物多様性の損失など、地球規模の環境問題が生じています。我が国のみならず、世界各国と協力し、問題の解決に取り組む必要があります。そのため、省エネルギー化や自然エネルギーの利用、廃棄物の抑制や製品の再利用・リサイクル、生態系の保護など、持続可能な社会づくりに取り組むことが求められます。しかし、現在も資源・エネルギーの大量消費が一般的であるため、市民や事業者一人ひとりの自発的な行動やライフスタイルの転換、意識改革が急務です。

さらに、東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故を背景に、再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型エネルギーシステムの導入等による、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが求められています。

今後は、震災後のエネルギー需給の変化及び市民のエネルギー・地球温暖化に関する意識高揚等を踏まえ、建築物の長寿命化や省エネルギー化、低炭素化を促進し、環境に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

オ 環境パートナーシップに係る課題

地球温暖化や生態系の破壊など地球環境問題の解決には、市民や民間団体、事業者、教育研究機関、行政などが、地域や国を越えた協働関係を構築することが必要です。また、大気汚染、多摩川の水質汚濁やごみなどについても、広域的な観点から、近隣自治体や関係機関などの連携や解決に向けた共通認識が必要です。

市では、環境啓発イベントや環境学習講座、省エネルギーの推進など、様々な活動を行っていますが、市民や事業者に十分に浸透できていません。今後は、環境情報の収集・提供や環境学習を推進し、自発的な環境保全活動を支援します。また、各主体間の情報交換や連携を促進し、地域の取組や広域的な行政間の連携を推進する必要があります。

市民の環境づくりへの参加については、環境問題に興味を持ち、参加しやすい仕組みや意識 啓発につなげる仕掛けを講じる必要があります。ほかに、若年層の地域社会における環境活動 への参加を促すための検討が必要です。 さらに、環境に配慮した活動が十分浸透するよう、府中市環境保全活動センターを拠点として、環境保全学習の機会並びに交流及び活動の場を提供し、市民等が行う環境保全活動を支援し、広めていくことが求められます。

(6) 5つの基本方針

これらの基本方針は、「地球規模で考えて、地域や足元から行動する」という考え方により推進されていきます。

府中市の素晴らしい環境を守り、未来へ残していくために、私たち一人ひとりが率先して考え、 行動していきましょう。

ア 基本方針1 水と緑が豊かにあるまちを目指します

水と緑が豊かなまちをつくるためには、生き物の保全や生き物の生息・生育空間となる水辺や緑を守り、育て、多様な生態系の保全に努め、水辺や緑地、公園、農地、街路樹などまちの緑を資源として活用するなど、自然と調和したまちづくりの展開が必要です。

このことから、多摩川や用水路、湧水の保全や水辺とのふれあいの確保などの「水辺の保全と活用」、緑、けやき並木、農地、まちの緑化などの「緑の保全と活用」、生き物の生育空間の確保や生き物の保全などの「生態系の保全」に向けた取組を行っていきます。

イ 基本方針2 安全・安心に健康で暮らせるまちを目指します

安全・安心に健康で暮らせるまちをつくるためには、日常生活や事業活動に伴い発生する公 害などを未然に防止し、きれいな空気や水、土、静かで快適な空間の下で生活できるようにす る必要があります。

このことから、自動車の排出ガスや工場などの事務所の排出ガスによる大気汚染、悪臭の防止などの「大気環境の保全」、水質や地下水の汚染などの「水環境の保全」、土壌や騒音・振動、地盤沈下などの「土壌の環境保全や他の公害対策」、ダイオキシン類、アスベスト、PCB、放射性物質、光害などの「新たに健康影響が懸念される事象への対応」に向けた取組を行っていきます。

ウ 基本方針3 文化的で快適なまちを目指します

市民が文化的で快適に生活するためには、適切な土地利用の誘導、景観、交通、防災、公園などの都市機能が充実した、歴史や文化にふれあえるまちを築く必要があります。

このことから、道路交通対策、自転車交通対策、歩行者安全対策などの「安全な道路環境づくり」、適切な土地利用の推進、土地利用誘導のための仕組みづくりなどの「適切な土地利用の推進」、魅力ある景観の形成、まちの美化対策などの「景観の保全」、「公園などの整備と活用」、「防災対策」、歴史的環境の保全・整備、文化的環境の保全・整備などの「歴史的・文化的環境の保全」に向けた取組を行っていきます。

エ 基本方針4 低炭素・循環型のまちを目指します

私たちの暮らしは、化石燃料依存型のエネルギーに支えられ、その過程で排出された二酸化炭素等の温室効果ガスにより、地球温暖化が進行しています。これを防止するために、市民・事業者・行政が、足元から行動し、低炭素型・循環型の社会を構築する必要があります。

このことから、市の特性を活かした先進的な取組、公共施設の地球温暖化対策の推進、公共交通機関、自転車等の利用の促進、公用車における地球温暖化対策の推進、学校のエコスクール化などの「エネルギー消費量の削減」、再生可能エネルギーの利用促進、高効率なエネルギーの利用促進などの「地球温暖化対策」が求められます。また、ごみ・3Rについては、市

民や事業者へ3Rを啓発する取組や支援、府中市リサイクルプラザの安定操業と効率化の検討、クリーンセンター多摩川の安定操業と中間処理残さのリサイクル、最終処分量ゼロの継続、中間処理施設等の非常事態時における相互支援、新たな資源化の調査研究などの「ごみの適正処理」に向けた取組を推進していきます。

オ 基本方針5 環境パートナーシップの育つまちを目指します

地域社会において市民・事業者・行政のパートナーシップが構築され、市で生活し、事業活動を行う全ての人が持続可能な社会を実現していくための環境配慮行動を実践していくことが求められます。

また、将来にわたり市の環境を保全していくために、市の次世代の環境を担う子どもたちが、環境について学び、行動していくための社会を構築していくことが重要です。

このことから、学校における環境教育・学習の推進、環境学習の機会の充実、環境学習の 指導者の育成などの「地域の環境保全活動の推進」、環境マネジメントシステム等の推進、市 民、事業者に対する環境配慮への意識啓発等の充実などの「地球市民としての行動の推進」、 「広域連携の推進」、「市民・事業者・行政の連携」に向けた取組を推進していきます。

2 環境基本計画の重点プロジェクト

多種多様な環境問題の解決には、各取組に向けて連携する「横断的な取組」が必要です。 このことから、重要性、緊急性が高く、市の環境の特性を活かすための軸となる施策を「3つの重点プロジェクト」として設定し、市民・事業者・行政のパートナーシップによる、より強力な取組を展開していくものとします。

(1) 重点プロジェクト1 府中市の歴史と景観を彩る「自然」とともに歩む環境づくりプロジェクト

自然資源を守ることは、府中市らしさを次世代に伝えることはもちろん、生物多様性の保全のためにも欠かせない取組であり、特に重要な課題となります。

今後は、市がこれまで取り組んできた「水と緑のネットワーク」の形成をさらに進め、生物多様性の保全の重要性を視野に入れながら、市の歴史と景観を形成してきた自然環境の保全に向け、 一層の取組を実施していきます。

- ア 「水と緑のネットワーク」を形成し、府中市の自然や景観を守り育てる
- イ 生物多様性の保全に向けた行動を推進し、人と自然が共生したまちをつくる
- ウ 府中市のまちを特色づける、歴史的景観を保全する
- (2) 重点プロジェクト2 安全・安心な地球、そして、府中市を守り育てる環境づくりプロジェクト

市では、これまで二酸化炭素排出量の削減やごみ減量施策など様々な施策を展開し、市民・ 事業者・行政のパートナーシップによる取組の強化を図ってきました。

そのようななか、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、電力受給や放射性物質の拡散の問題などが発生し、私たちの暮らしとエネルギー問題を取り巻く状況は、新たな局面を迎えました。

今後は、地球温暖化対策やごみ減量対策、さらに低炭素型・循環型社会の構築に有益となる 取組を総合的に展開し、他の自治体と連携しながら、さらに取組を強化していきます。

- ア 自然エネルギーの利用や省エネルギーを推進し、二酸化炭素排出量の削減に努める
- イ 市民一人ひとりが、3Rを推進し、ごみの少ないまちをつくる。
- (3) 重点プロジェクト3 一人ひとりがともに考え行動する環境パートナーシップの強化

環境問題を解決し、良好な環境をつくるためには、市民・事業者・行政のパートナーシップによる 取組が必要不可欠です。

市では、環境学習の機会、交流、活動の場を提供し、環境保全活動を支援するため、平成23年12月に府中市環境保全活動センターを開設しました。市民や事業者がセンターを活用し、地域のパートナーシップの構築及び市内で活動する全ての人の環境配慮行動が求められます。

また、地域や学校等で、子どもから大人まで環境について学び、考える環境をつくり、多くの市民が環境保全行動への意欲を向上させる仕組みをつくることも重要です。

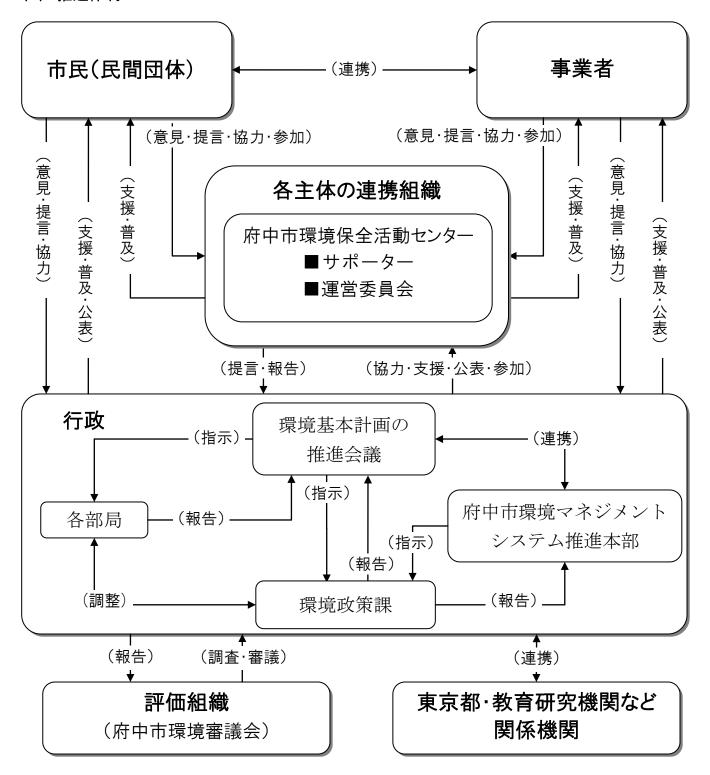
今後は、地域社会における環境保全活動を促す仕組みを構築し、センターを中心に、多くの市 民や事業者等が、ともに考え行動する環境づくりに取り組んでいきます。

- ア 環境を学ぶ機会を積極的に創出し、環境問題に対する興味や関心の向上を図る
- イ 府中市環境保全活動センターを活用した市民等のパートナーシップを構築する
- ウ 学校をエコスクール化するとともに、環境教育・学習を推進する

3 計画の推進体制・進行管理

第2次府中市環境基本計画の確実な推進のため、市民・事業者・行政のそれぞれが主体的に行動し、適切に連携しながら計画に取り組むことが必要です。そのため、次のような各主体の役割と連携体制をもって、継続的に進行管理を行い、計画を推進します。

(1) 推進体制



ア 市民(民間団体)の役割

市民の環境保全行動を実践し、毎日の暮らしのなかで環境への負荷の低減に努めます。また、環境基本計画の進捗や目標の達成状況を点検し、意見交換をするほか、提言に努めます。

イ 事業者の役割

事業者の環境保全行動を実践し、事業活動において環境への負荷の低減に努めます。また、環境学習、環境保全行動などに参加・協力し、市民や行政との意見及び情報交換に努めます。

ウ 行政の役割

環境基本計画に基づく施策を推進するため、市民・事業者・行政に対する環境行動指針を 策定します。また、職員一人ひとりが事務業務における環境配慮に取り組みます。さらに、環境 の現状や環境基本計画の進捗などの情報を提供し、新しい情報の収集と提供に努めます。

エ 各主体の連携組織の役割

市民・事業者・行政などが相互に意見を交換し、基本計画の進捗状況について検討します。 また、環境保全行動の場や環境情報の提供などを行い、市民や事業者の環境保全行動を支援します。なお、各主体の進捗状況の確認は、府中市環境保全活動センターを中心として行います。

オ 評価組織の役割

市民・事業者・行政について、環境保全に関わる活動状況や環境基本計画の進捗状況を調査し評価します。なお、評価は、環境審議会を中心として行います。

(2) 進行管理体制

市民・事業者・行政が連携し、環境基本計画の進捗を把握し、結果を公表します。また、市民 ボランティアによる環境調査、ISO14001などの環境マネジメントシステムにおける環境監査、府 中市環境保全活動センター運営委員会の意見交換などを通じて、環境施策の進捗状況を点検し、 計画の見直しや改善を行います。

(3) 進行管理の手法

「環境施策と各主体の行動」に基づき、第6次府中市総合計画や他の計画を注視し、適宜、考え方や施策との整合を確認しながら、重要性、緊急性が高い「3つの重点プロジェクト」示した「取組」の結果と「指標」の進捗を管理します。

なお、市の環境施策は、重点プロジェクトを「府中市環境行動指針」として再編し、府中市環境マネジメントマニュアルにのっとり、監視・測定します。

4 府中市環境行動指針

(1) 指針策定の経緯

府中市環境基本条例に基づき、府中市環境基本計画の理念を実践し、その目的を達成するため、市・市民・事業者の日常活動及び事業活動における具体的かつ実践的な環境保全の行動を定めた指針が必要となり、平成16年に「府中市環境行動指針」を策定しました。

こうしたなか、第1次府中市環境基本計画の計画期間終了に伴い、第2次府中市環境基本計画を策定したことから、府中市環境行動指針を見直しました。

府中市環境行動指針は、第2次府中市環境基本計画の望ましい環境像「人も自然もいきいきする環境都市・府中」の実現に当たり、市・市民・事業者の日常生活及び事業活動における具体的かつ実践的な環境保全行動を促進するための手引書となるものです。

(2) 指針の概要

府中市環境行動指針は、府中市環境基本条例第8条に基づき策定するものです。

第2次府中市環境基本計画に位置付けられている「重点プロジェクト」で示した各主体の取組内容を踏襲したものであり、特に市民・事業者の環境保全行動を促進するに当たって必要に応じた情報を補完し、「行動マニュアル」として市民や事業者が興味を持ち、読みやすいように再編したものです。

5 府中市地球温暖化対策地域推進計画

(1) 計画の背景と目的・位置づけ等

ア 策定の背景

地球温暖化に起因すると考えられる「集中豪雨の発生など気候変動に伴う異常気象の頻発」、「熱中症などの健康被害の増加」などの影響が現れており、今後、気温の上昇とともに加速する恐れがあります。

このことから、地球環境を良好な状態に維持するためには、地球温暖化をくい止めることが緊 急の課題となっています。

イ 計画策定の意義

市では、市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取組、温室効果ガス排出量を抑制します。

ウ 計画の目的及び位置づけ

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市に対し、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策)」の策定を義務付けています。

市では、実行計画(区域施策)の策定義務はないものの、地球温暖化対策を確実に遂行していくために、自主的に計画を策定することとしました。

エ 計画の対象

(ア) 計画期間

計画の期間は、平成23(2011)年度から平成32(2020)年度までとします。

(イ) 対象とする温室効果ガス

計画の基準年は、次表に示すとおり平成2(1990)年度(HFCs、PFCs 、SF₆は平成7 (1995)年度)とします。

| 対象とする温室効果ガス | 基準年度 |
|--|-------------------|
| 二酸化炭素 (CO_2) メタン (CH_4) 一酸化二窒素 (N_2O) | 平成2年度 (1990年度) |
| ハイドロフルオロカーボン類(HFCs) パーフルオロカーボン類(PFCs) 六ふっ化硫黄(SF $_6$) | 平成7年度 (1995年度) |

[※]基準年とは、温室効果ガスの削減目標を設定する際の基準となる年のことです。

(2) 基本方針

ア 府中市で暮らし働く「みんな」で地球温暖化対策に取り組みます。

各自が自身の役割を十分に自覚するとともに、各主体間の協力・支援体制を確立し、より大きな地域力を発揮し、地球温暖化対策に取り組みます。

[※]府中市では、温室効果ガスの97%以上を二酸化炭素が占めます。したがって、削減目標の設定及び対策の検討は、二酸化炭素を対象としています。

イ 再生可能エネルギーの導入および省エネ機器等の普及を促進します。

再生可能エネルギーの導入、および省エネ機器等の活用は、持続可能性と快適さを両立するための有効な取組です。

ウ 府中市環境保全活動センターを核とした温暖化対策先進地域を目指します。

「府中市環境保全活動センター」を中心に、地球温暖化に関する「情報の集約・発信」、「環境学習・環境教育の推進」、「市民・事業者の支援」を行い、市民・事業者・行政が連携し、対策を推進します。

(3) 二酸化炭素排出量の削減目標

平成32(2020)年度までに 平成2(1990)年度比で**15%の削減**

(4) 重点プロジェクト

市では、特に次の6つのプロジェクトについて、重点的に取り組みます。

ア 日々の暮らし・働き方に対する普及啓発プロジェクト

- (ア)「低炭素の暮らし方・働き方」に関する情報提供
- (イ) 市民、事業者の取組効果の見える化制度の検討
- (ウ) 市民、事業者の取組状況を把握するための仕組みの検討

イ 家電・自動車の買い替え時の省エネ配慮推進プロジェクト

- (ア) 省エネ機器、環境配慮型自動車等に関する情報発信
- (イ) 販売店の取組支援
- (ウ) 助成制度等に関する情報発信

ウ 住まい・事業所における低炭素の工夫推進プロジェクト

- (ア) 自然の涼をとるための工夫に関する情報発信
- (イ) 太陽光発電等の自然エネルギー機器に関する情報提供
- (ウ) 住宅、建築物の省エネ基準等の評価基準に関する情報発信
- (エ) 国、都等の補助制度等に関する情報発信

エ 地球温暖化対策への「市民参加」プロジェクト

- (ア)「打ち水」や「ライトダウン」などのイベントの開催・参加
- (イ) 市内各所の清掃活動への参加
- (ウ) 市のカーボンオフセット事業への参加・協力
- (エ) 農地を活用したイベントの開催
- (オ) 先進企業との連携による企業見学会の開催
- (カ) エコハウス設備設置補助金の効果的な運用

オ 「廃棄物削減」プロジェクト

(ア) 府中市一般廃棄物処理基本計画に基づく取組の推進(マイバッグ・マイボトルの持参推進、 3Rの推進、回収の効率化等)

カ 地球温暖化対策に関する「環境教育推進」プロジェクト

- (ア) 市民参加型の環境学習プログラムの提供と参加促進
- (イ) 小中学校を対象とした「エコスクール化」の推進